

広島県告示第九百二十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、平成二十六年一月九日までの間、縦覧に供する。

平成二十五年十二月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道造賀田万里線	東広島市高屋町白市五五八番一地从先から 東広島市高屋町白市五七一番一地从先まで 東広島市高屋町白市六九六番一地从先から 東広島市高屋町白市七七七番一六地从先まで	平成二十五年一月二 月二七日